明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二七八）　二
〔告　示〕
○児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示（こども家庭庁一三）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三四九～三五一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一一六八～一一七五）　四
○農薬を登録した件（同一一七六～一一七八）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一二八、一二九）　五
〔人事異動〕
内閣　消費者庁　法務省　国土交通省　六
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　六
狩野川水系、由良川水系及び肱川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　六
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示一）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（国土交通省）

1　総合政策局の所掌事務の一部を自動車局の所掌事務とし、同局に置かれる課の所掌事務等を変更するとともに、同局の名称を物流・自動車局に変更することとした。（第二条、第四条、第一二条、第一三一条、第一三四条及び第一四一条関係）

2　物流・自動車局に物流政策課を置くこととした。（第一三一条及び第一三三条関係）

3　公共交通・物流政策審議官の職務を変更し、その名称を公共交通政策審議官に変更することとした。（第二〇条関係）

4　総合政策局バリアフリー政策課の所掌事務の一部を同局交通政策課の所掌事務とすることとした。（第四〇条及び第四三条関係）

5　この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。